

障害者自立支援法訴訟の勝利を

めざす大阪の会ニュース No.1

発行：障害者自立支援法訴訟の
勝利をめざす大阪の会
責任：勝利をめざす会事務局
〒558-0011 大阪市住吉区荻田 5-1-22
きょうされん大阪支部内
発効日：2009年4月6日

大阪障害者自立支援法訴訟の

勝利をめざす会立ち上げ！

今、全国8地裁で、提訴された、障害者自立支援法訴訟、大阪でも、第一次提訴で、5人、4月1日には、新たに6人の第二次原告が提訴を行い、利用料負担の不当性を問うて本格的な公判が展開されようとしています。

すでに全国的には、2008年10月27日「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会発足集会」が開かれ、全国から160名が参加して、この訴訟の勝利をめざして、支援活動が展開され始めています。

大阪でも11人の原告が立ち上がる中、是非この訴訟を支援しようと、準備会が結成され、その支援方法等の協議を行なうと共に、幅広い分野からの呼びかけ人を集ってきました。



こうして、4月4日、大阪市北区民センターに130名強が集い、「大阪障害者自立支援法の勝利をめざす会」が結成されました。

結成総会には、原告・弁護団をはじめ、各地域の団体・個人の支援者がつどい、この訴訟の意義と勝利への決意を固めました。

また、呼びかけ人を代表して、慎英弘さん（四天王寺大学大学院教授）は、「自立支援法は、三障害の一元化によって、ニーズにあったサービスを画一化し、福祉サービスの資本主義化によって、利用者負担を強化した。応益か応能かではなく、福祉サービスは原則無料であるべき、この訴訟は、司法・行政のいずれもでも勝利することが大切。」とこの訴訟の意義を強調されました。

今後、この会を中心に、支援を拡大していくことになります。また、今後この会の広報紙として、このニュースを配信して参ります。

【大阪めざす会結成呼びかけ人】（敬称略：4/3現在）

○藤本義一（作家）○大谷昭宏（ジャーナリスト）○慎英弘（四天王寺大学大学院教授）○牧ロー二（NPO法人ゆめの風基金代表理事）○三田優子（大阪府立大学准教授）○松端克文（桃山学院大学准教授）○瀧澤仁唱（桃山学院大学教授）○山本敏貢（大阪千代田短期大学副学長）○清田 廣（大聴協会会長）○辻 一（脊損協会会長）○山口博之（大精連代表）○大野素子（大家連会長）○楠 敏雄（障大連議長）○大北規句雄（総合福祉協会理事長）○呉 光現（NPO精神障害者支援の会HIT理事長）○中内福成（障連協代表幹事）○河野直明（きょうされん大阪支部長）

【大阪の勝利をめざす会の申し合わせ事項】

（会の目的）：障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす大阪の会（略称＝勝利をめざす大阪の会）は、障害者自立支援法訴訟に関する運動の推進を目的とします。

（活動）：勝利をめざす大阪の会は、会の目的を達成するために、広報活動、集会・学習会の開催、事業活動等を行います。

（事務所）：勝利をめざす会の事務所は、きょうされん大阪支部内に設置します。

（会員）：会員は、勝利をめざす会の目的に賛同し、訴訟運動を推進する団体及び個人で構成します。団体会員については、全国規模の団体及び地方団体などを問わないこととします。

（世話人）：本会には、若干名の世話人を置き、その互選によって代表世話人並びに事務局長を選任します。また、世話人によって世話人会を設けます。

（事務局）：世話人会の了解により、事務局長のもとに事務局を設けます。

（財政）：本会の財政は、団体・個人の寄付と事業活動の収益により賄います。

（期間）：勝利をめざす大阪の会は、本訴訟の終結をもって解散とします。

（その他）：上記にない事がらが生じた場合は、世話人会において協議して決定します。

※この会の趣旨に賛同される方のご参加を心からお待ちしています。

【原告の訴えから】

結成のつどいで、発言された、原告二人の思いを紹介します。

□第一次原告：大江さんの発言

『わたしは吹田市の「さつき福祉会 宅配給食センターことぶき」で働いている大江晴樹と言います。

わたしが一番言いたいのは『お金をもらいたいから働きに行っているのに、なぜ利用料を払う必要があるのか』ということです。納得できません。

給料をもらうのに利用料を払うのはおかしいと思います。応益負担には絶対反対です。

今まではグーチョキパンやさんで、「ふれあい高槻」、「さつき前」、「生協」販売をしたりして給料をかせいできました。早朝の時は朝7時から働きました。その後、就労支援センターみちで働きました。十王電気、オリオン化粧品の下請け仕事、吹田市の花壇管理、生協の保冷剤洗い、万博機構NPOセンターの会議室のそうじなどをして毎日休まず働いて給料は1万円でした。万博公園のイベントの仕事では休日出勤もしました。実習で真空パックの仕事ミオリオン化粧品にも行きました。今年の4月からは宅配給食センターことぶきで働いています。給料は3万円になり、仕事は楽しいですが体力がいる仕事です。ことぶきに通うにも利用料は払わないといけません。

正月にりんくうタウンに一人で行きましたが、片道1100円もかかります。休みの日にはいつも電車を見に行くのですが電車を見に行く回数も減りました。

以前家族で中国旅行に行きました。今年の5月には韓国にも旅行に行きますが、旅行費用をためる貯金に8年間かかりました。今の制度のなかでは、今度はいつ行けるかわかりません。

自立支援法については本当に腹が立っています。中の島公園へのデモ行進やメーデー、2005年の御堂筋パレード、10.31の東京の集会には2回も参加して、今回はみんなの前でこの裁判のことも訴えてきました。

大阪府や吹田市との懇談にも参加して訴えてきました。自立支援法での利用料は減ってきましたが、応益負担自体は変わっていません。

今度の裁判では、お母さんと一緒に、原告として参加して、「給料をもらうために働いているのに利用料を払うのはおかしい。」ことを話しました。でもまだまだわかってもらえないことも多いのでこれからもみんなと一緒に応益負担反対を訴えていきたいと思えます。みなさんも一緒に戦いましょう。以上です。』



□ 第二次原告：梅さんの発言

『自立支援法は、自立する為の支援を無視した法律です。

収入面の支援は全くしないで、支出漬の負担額だけが課せられた法律だと思えます。

障害には色々有りますが、どの障害を持つ身になっても、体の故障には変わりありません。人は皆同じでは有りません。色々な人が存在して当たり前の事です。

障害者の障害に合わせた補装具や補助は、障害者にとっては必要なものです。

例えば、私の場合車椅子を使っていますが、この車椅子に関しても1割負担です。車いすは私にとって身体の一部です。しかし、それに関しても上限額が決められており、障害に合わせた車椅子は手に入りません。全てが既製品に少し加工した金額しか認められていません。

重度障害者の訪問介護に関しても、時間だけは沢山出さすようになりましたがそれも見せかけだけで来てくれるヘルパーさんがいないことも事実です。

それは、重度障害者の場合のヘルパーさんの単価を落としているので、ヘルパーさんが少なくなりました。

介護し易い状況から、介護しにくい状況になっています。また、要請を出す当事者にとっても、仕えない状況になっています。

世界的には、国連で障害者の権利に関する法律が採択され、昨年には発効しています。しかし、日本ではグローバル時代に逆行したような自立支援法が施行され、障害者の事を考えていません。今回、自立支援法は見直しされるようですが、大きな変更は無いようです。

ボランティアと言う名の下に、障害者が健常者にタダ働きさせられています。しかし、本当のボランティアは、お手伝いしましょうか？と言うことで、ボランティアと言う名の下のタダ働きではありません。

障害の原因となった病気に関しても、障害者基本法では、病気の原因を研究しなければならないと、されていますが全くと言っても良いほど研究されていません。

この負の遺産である障害者自立支援法の改正に向けて、一人でも多くの当事者が声を上げ、障害者自立支援法の見直しに向けて、活動して欲しいと思います。』



障害者自立支援法訴訟を支援する、

5000人アピール！

この訴訟を支援するために、大阪勝利をめざす会では、この訴訟勝利のために、公判傍聴や原告支援に加えて、「訴訟を支援する5000人アピール」の取り組みを提案しています。是非ご協力ください。（詳しくは、事務局まで）

【呼びかけにあたって】

1. 対象：障害者・患者団体、事業団体、福祉労働者、研究者、その他社会保障・社会福祉にかかわる団体と個人

2. 方法

(1) インターネットを通じた呼びかけ、および中央・地方の関係団体・個人に郵送や手渡しなどを通して「訴訟支援アピール」の目的等を知らせ、賛同を呼びかけます。

(2) 別紙「ご賛同についての回答用紙」にご記入の上、大阪の会事務局まで返送・返信していただくようお願いします。

(3) 集約された団体名・事業者名・個人名を公表する手段としては、「訴訟支援アピール」に添付し関係機関に提出します。またホームページ等での公表も行います。

(4) とりくみの財政として、「訴訟支援アピール」への賛同とともに、団体・個人に1口500円（ワンコインカンパ）以上の賛同金の協力を呼びかけます。この賛同金は、署名活動等とは異なり、直接訴訟費用や原告支援、訴訟意義の宣伝活動等を行うための費用

等の諸経費として活用します。もちろん、1口500円にこだわるものではありません。何口でも結構です。また、氏名だけの方、逆

に氏名は出せないが賛同金だけという方にも呼び掛けてください。

(5) 大阪関係は、きょうされん大阪支部に集約し、必要に応じて全国をめざす会への募金に当てさせていただきます。

【振込先】；加入者名；きょうされん大阪支部

口座番号；00950-2-287828

※通信欄に、『「訴訟支援アピール」賛同金』とご記入ください。

3. 期間：2009年4月中旬～

(取扱い) きょうされん大阪支部

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22

TEL 06-6697-9144 Fax 06-6697-9059

E-mail:osaka@kyosaren.or.jp

【申込書式】

障害児者施策への「応益負担」に強く反対し、「障害者自立支援法訴訟を支援する5000人アピール」に賛同します

○資格 【 ・団体 ・個人 】 (○をつけてください)

お名前 (又は団体名)

肩書き

ご住所

TEL ()

FAX ()

E-mail

○賛同金 (1口500円) 口 円

※賛同金は、郵便振替でご送金ください。

【振込先】；加入者名；きょうされん大阪支部

口座番号；00950-2-287828

○お名前 (団体名) の公表の可否【 ・可 ・否】 (○をつけてください)

○「勝利をめざす大阪の会」ニュースについて

①メールで希望

②Faxで希望

③郵送で希望 (但し、別途500円要)

(事務局) 連絡先

きょうされん大阪支部 (雨田 平瀬)

〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22-201

TEL 06-6697-9144 Fax 06-6697-9059

E-mail:osaka@kyosaren.or.jp

※FAX・メール等でお申込ください。

※ワンコイン募金以外にも訴訟支援の募金は別途募集しています。同じ口座で「一般募金」として、どしどしご寄付いただければ幸いです。

次回公判

□日程：2009年4月28日 (火)

□時間：午前11時から

※10:15から傍聴のための抽選が行われますので、傍聴希望の方は、遅れずに地方裁判所ホールにご集合ください。

□場所：大阪地方裁判所2号法定

※公判後、弁護士会館で報告集会を行いますので、合わせてご参加ください。

多数のご参加よろしくお願いします。